

議案第4号

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

目黒区道路占用料等徴収条例（昭和47年4月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占用物件		占用料	
		単位	単価（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	9,030
	第2種電柱	同	13,880
	第3種電柱	同	18,720
	第1種電話柱	同	6,440
	第2種電話柱	同	10,410
	第3種電話柱	同	14,360
	その他の柱類	同	800
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	80
	地下に設ける電線その他の線類	同	48
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	7,900	

	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メート ルにつき 1年	4, 840	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	16, 130	
	広告塔	表示面積1 平方メート ルにつき 1年	21, 910	
	その他のもの	占用面積1 平方メート ルにつき 1年	16, 130	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	地下管線 路	外径が0.04メ ートル未満のもの	長さ1メー トルにつき 1年	190
		外径が0.04メ ートル以上0.0 7メートル未満の もの	同	330
		外径が0.07メ ートル以上0.1 メートル未満のも の	同	480
		外径が0.1メー トル以上0.15	同	720

		メートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	960
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	同	1,450
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同	1,930
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同	3,380
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同	4,840
		外径が1メートル以上のもの	同	9,680
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	12,490
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		同	16,130

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	同	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	同	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路		同	10,950
	地下に設ける通路		同	6,570
	その他のもの		同	14,190
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	210
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	21,910
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ式であるものを除く。）		表示面積1平方メートルにつき 1年	21,910
	標識		1本につき 1年	12,910
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき	210

			1日	
		その他のもの	占有面積1 平方メート ル又は1本 につき 1年	21,910
	アーチ式 工作物	車道を横断するも の	1基につき 1年	219,190
		その他のもの	同	109,590
令第7条第2 号に掲げる工 作物	太陽光発電設備及び風力発電 設備		占有面積1 平方メート ルにつき 1年	14,850
令第7条第3 号に掲げる施 設	津波からの一時的な避難施設		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第4 号に掲げる工 事用施設及び 同条第5号に 掲げる工事用 材料置場	板囲い、足場その他の工事用 施設及び工事用材料置場		同	21,910
		危険防止施設	同	7,200
		詰所	同	21,910
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条 第7号に掲げる仮設収容施設			同	16,130
令第7条第8 号に掲げる施 設	上空、ト ンネルの 上又は高	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008

	架の道路 の路面下 に設ける もの			を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第9 号に掲げる施 設	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006 を乗じて得た額
令第7条第1 0号に掲げる 施設及び自動 車駐車場	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006 を乗じて得た額

令第7条第1 1号に掲げる 応急仮設建築 物	上空、ト ンネルの 上又は高 架の道路 の路面下 に設ける もの	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.024 を乗じて得た額	
令第7条第1 2号に掲げる 器具	自転車、原動機付自転車又は 二輪自動車の車輪止め装置そ の他これに類するもの		同	Aに0.024 を乗じて得た額
令第7条第1 3号に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 速自動車 国道若し くは自動 車専用道 路（高架 のものに 限る。） の路面下 に設ける もの	階数が1のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011 を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012 を乗じて得た額
	その他のもの	同	Aに0.024	

			を乗じて得た額
--	--	--	---------

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後徴収すべき占用料のうち、同日前までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

(説明) 道路占用料の額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区道路占用料等徴収条例（現行条例）抜粋

別表（第2条関係）

占用物件		占用料		
		単位	単価（円）	
法第32条第1項 第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき	7,870	
		1年		
	第2種電柱	同	12,090	
	第3種電柱	同	16,310	
	第1種電話柱	同	5,370	
	第2種電話柱	同	8,680	
	第3種電話柱	同	11,970	
	その他の柱類	同	700	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき	70	
		1年		
	地下に設ける電線その他の線類	同	42	
	路上に設ける変圧器	1個につき	6,890	
		1年		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき	4,210	
	1年			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 話所	1個につき	14,060		
	1年			
広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき	19,100		
	1年			
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき	13,560		
	1年			
法第32条第1項 第2号に掲げる物 件	地下管線路	外径が0.04メートル未 満のもの	長さ1メートルに つき	160
			1年	
		外径が0.04メートル以 上0.07メートル未満の もの	同	290
		外径が0.07メートル以 上0.1メートル未満のも の	同	420
		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のも の	同	630
		外径が0.15メートル以 上0.2メートル未満のも の	同	840
		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	同	1,260
		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	同	1,680
		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	同	2,950
		外径が0.7メートル以上	同	4,210

		1メートル未満のもの			
		外径が1メートル以上のもの	同	8,430	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	鉄道、軌道その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	10,410	
法第32条第1項第4号に掲げる施設	日よけ、雨よけその他これらに類するもの		同	13,560	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	同	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	同	Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		同	9,550	
地下に設ける通路		同	5,730		
その他のもの		同	11,830		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	190	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1年	19,100	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき 1年	19,100	
	標識		1本につき 1年	11,250	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル又は1本につき 1日	190
		その他のもの		占用面積1平方メートル又は1本につき 1年	19,100
	アーチ式工作物	車道を横断するもの		1基につき 1年	191,090
		その他のもの		同	95,540
令第7条第2号に掲げる工作物	太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1平方メートルにつき 1年	12,380	
令第7条第3号に掲げる施設	津波からの一時的な避難施設		同	Aに0.024を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		同	18,480	
	危険防止施設		同	6,000	
	詰所		同	19,100	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設			同	13,560	
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額	

	設けるもの	階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車の車輪止め装置その他これに類するもの		同	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	同	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの	同	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの	同	Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	同	Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに0.024を乗じて得た額

(備考省略)